

公安委員会	警察法施行令の一部を	令和3年3月11日
説明資料No. 1	改正する政令案等について	長官官房

## 1 警察法施行令の一部改正

福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を改める。(附則第29項関係)

## 2 警察庁組織令の一部改正

- (1) 長官官房参事官の数を5人から7人に改める。(第5条関係)
- (2) 長官官房人事課及び給与厚生課の所掌事務を改めるとともに、給与厚生課の名称を教養厚生課とする。(第7条、第10条及び第12条関係)
- (3) 長官官房総務課及び企画課並びに刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課及び暴力団対策課の所掌事務を改める。(第8条、第9条、第27条及び第28条関係)
- (4) その他所要の規定を整備する。

## 3 警察法施行規則の一部改正

- (1) 国際協力室を企画課に移管する。(第6条関係)
- (2) 重大被害犯罪捜査企画官(捜査第一課)を設置する。(第24条関係)
- (3) 特殊詐欺対策室を暴力団対策課に移管する。(第33条関係)
- (4) 事態対処調整官(警備第二課)を設置する。(第53条関係)
- (5) 外事技術調査官(関東管区警察局長官官房調整部)を設置する。(第131条関係)
- (6) その他所要の規定を整備する。

## 4 警察庁の定員に関する規則等の一部改正

- (1) 令和3年度における増員等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。(警察庁の定員に関する規則第1条関係)
- (2) その他所要の規定を整備する。

## 5 施行期日

令和3年4月1日

公安委員会 説明資料No. 2	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和3年3月11日 長官官房

公安委員会	令和2年度監察の実施状況及び	令和3年3月11日
説明資料No. 3	令和3年度監察実施計画について	長官官房

## 1 令和2年度監察の実施項目

適正捜査及び組織的な捜査管理の推進状況

## 2 令和2年度監察の実施結果

### (1) 適正捜査の徹底に向けた取組状況

- 教養資料の発出のほか、新任捜査員、刑事課長等の対象に応じた各種研修を行うなど、捜査能力等の向上及び不適正事案の未然防止に向けた指導教養を推進している。また、一部の県では、内容に応じてリモートにより実施している。
- 令状請求時や事件着手時等において、本部による指導やチェック票を活用している。
- 本部員が警察署に赴いてブラインド型訓練を行うなど、取調べの録音・録画制度の適正な運用に向けた取組を推進している。

### (2) 組織的な捜査管理の徹底に向けた取組状況

- 多くの県で事件管理システムを導入し、認知した事件の組織的管理を図っている。
- 捜査書類の本部一括保管施設の整備を行うなど、保管場所確保に向けた取組を推進している。
- ※ 一部の警察署において、捜査書類等の不適切な管理が認められたため、組織的管理の徹底を指導した。

### (3) 証拠物件の適正な取扱い及び保管管理の徹底に向けた取組状況

- 多くの県で証拠物件管理システムを導入し、証拠物件の適正な保管管理に努めている。
- システムの高度化や本部一括保管施設の整備等を進めるなど、保管管理に係る負担軽減に向けた取組を推進している。
- 一部の県において、総警務部門による証拠物件の一元管理を行っており、証拠物件の適正な管理及び捜査部門の負担軽減を推進している。
- ※ 一部の警察署において、証拠物件の不適切な管理が認められたため、適正な取扱い及び保管管理の徹底を指導した。

～ 以上の結果を受け、今後刑事局を中心に全国警察に向け継続的に指導・支援を実施

## 3 令和3年度監察実施計画

「災害に係る危機管理体制の点検及び構築の状況」（別添）

令和3年度 警察庁監察実施計画	
監察の種類	業務監察
監察の実施項目	災害に係る危機管理体制の点検及び構築の状況
監察対象部署	全ての都道府県警察
監察の時期	通年

公安委員会 説明資料No. 4	令和2年における少年非行、児童虐待 及び子供の性被害の状況について	令和3年3月11日 生活安全局
--------------------	--------------------------------------	--------------------

## 1 少年非行の状況等

	令和2年	令和元年	増減数	増減率(%)
刑法犯少年の検挙人員	17,466	19,914	▲ 2,448	▲ 12.3
刑法犯少年の人口比	2.6	2.9	▲ 0.3	—

### (1) 少年非行の状況

- 刑法犯少年の検挙人員及び人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）は共に減少し、前年に引き続き戦後最少を更新。
- 刑法犯少年の包括罪種別では、凶悪犯が増加し、その他の罪種は減少。
- 特殊詐欺の検挙人員は、前年に引き続き減少したものの依然として高水準。
- 特別法犯少年の検挙人員は、前年に引き続き増加し、特に大麻事犯が平成28年と比較して約4倍に増加。

### (2) 当面の対策

- 特殊詐欺に加担する少年や大麻乱用少年の非行集団等の実態把握と取締りの推進。
- 関係機関と連携した広報啓発活動の推進。

## 2 児童虐待の状況等

### (1) 児童虐待の状況

- 通告児童数
  - ・ 警察から児童相談所に通告した児童数は106,991人と継続して増加。
  - ・ 身体的虐待が19,452人（18.2%）、心理的虐待が78,385人（73.3%）でそのうち面前DV（児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力）は45,073人で通告児童数全体に占める割合が約4割。
- 児童虐待事件検挙状況等
  - ・ 検挙件数及び被害児童数は継続して増加。
  - ・ 態様別検挙状況は、身体的虐待が約8割、性的虐待が約1割。
- 保護児童数
  - ・ 警察が保護した児童数は5,526人と前年比で横ばい。

### (2) 当面の対策

- 児童相談所への通告・情報提供の徹底
  - ・ 児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、児童相談所への通告又は情報提供を徹底。
- 児童相談所と警察との連携の強化
  - ・ 児童相談所からの援助要請への確実な対応、警察官OB等の配置、

児童相談所との合同研修による連携強化を推進。

- 警察における組織的対応の徹底と対応力の強化
  - ・ 都道府県警察本部の児童虐待対策官等を中心とした児童相談所等関係機関との連携強化を推進。

### **3 子供の性被害の状況等**

#### **(1) 子供の性被害の状況**

- 児童買春事犯等（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例））の状況
  - ・ 検挙件数、検挙人員、被害児童数のいずれも前年比で減少。
  - ・ 被害児童の学職別の割合は、いずれの罪種も前年に引き続き、高校生の被害が最多。
- 児童ポルノ事犯の状況
  - ・ 検挙件数、検挙人員、被害児童数のいずれも前年比で減少。
  - ・ 被害児童の学職別の割合は、全体の約5割を占める高校生が最多。
  - ・ 被害態様別（製造手段別）の割合は、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割で最多。
- SNSに起因する事犯の被害状況
  - ・ 被害児童数は前年比で減少。
  - ・ 被害児童を学職別で見ると、高校生と中学生で全体の約9割を占める。
  - ・ フィルタリング利用の有無が判明した被害児童のうち、約9割が被害時にフィルタリングを利用していない。

#### **(2) 当面の対策**

- 児童買春・児童ポルノ事犯など子供の性被害に関する取締りの推進。
- 「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」を通じた働き掛け強化。
- 子供の性被害防止のための国民に対する広報啓発活動の推進。
- 他省庁や関係団体等と連携したDVDやリーフレット等を用いた広報啓発活動の推進。

公安委員会	令和2年における人身取引事犯の	令和3年3月11日
説明資料No. 5	検挙状況等について	生活安全局

### 1 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の検挙状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
検挙件数	44件	46件	36件	57件	55件
検挙人員	46人	30人	40人	39人	58人
被害者数	46人	42人	25人	44人	37人

#### (1) 被疑者の状況

- 国籍・地域別では、日本が55人と94.8%を占める。
- 風俗店等関係者が8人（13.8%）、暴力団構成員等が5人（8.6%）。

#### (2) 被害者の状況

- 国籍・地域別では、日本が30人（81.1%）、外国が7人（18.9%）。外国は全員がフィリピン。
- 外国人の入国時在留資格は、全員が短期滞在。過去5年間では、短期滞在が61.0%と最多。
- 性別では、男性5人、女性32人であり、過去5年間では女性が95.4%を占める。
- 年齢別では、日本人は20歳未満が70.0%を占め、過去5年間でも63.0%と最多。  
外国人は20歳代が71.4%を占め、過去5年間でも64.4%と最多。

### 2 人身取引被害の防止や被害申告を促すための取組

- 人身取引事犯の主な手口や注意点について、イラストを交えた資料を作成し、警察庁ウェブサイトへ掲載。警察庁Twitter公式アカウントも活用しながら広報。
- 人身取引被害リーフレットを全面的に改訂し、ベトナム語版を追加。

### 3 今後の取組

- (1) 人身取引事犯の確実な認知
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援
- (3) 関係機関との連携等による取締りの徹底

公安委員会	第11次交通安全基本計画	令和3年3月11日
説明資料No. 6	最終案について	交通局

## 1 概要

政府（中央交通安全対策会議）においては、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以降、10次にわたって交通安全基本計画を作成し、総合的な交通安全対策を推進してきたところ。

このたび、令和3年度から7年度までを計画期間とする第11次交通安全基本計画を作成することとなり、内閣府においてパブリックコメント等を経て最終案が取りまとめられたもの。

## 2 内容（別添資料参照）

### (1) 道路交通の安全についての目標【P. 12】

- ① 世界一安全な道路交通の実現を目指し、令和7年までに24時間の死者数を2,000人(※)以下とする。(※この2,000人に平成28年から令和元年の間の24時間死者数と30日以内死者数の比率の平均(1.20)を乗ずると2,400人)
- ② 令和7年年までに重傷者数を22,000人以下にする。

### (2) 今後の交通安全対策を考える視点【P. 14】

<重視すべき視点>

- ア 高齢者及び子供の安全確保
- イ 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ウ 生活道路における安全確保
- エ 先端技術の活用推進
- オ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- カ 地域が一体となった交通安全対策の推進

### (3) 講じようとする施策【P. 21】

- ア 道路交通環境の整備
- イ 交通安全思想の普及徹底
- ウ 安全運転の確保
- エ 車両の安全性の確保
- オ 道路交通秩序の維持
- カ 救助・救急活動の充実
- キ 被害者支援の充実と推進
- ク 研究開発及び調査研究の充実

## 3 その他

本計画は、本年3月に開催される中央交通安全対策会議において決定される。

公安委員会	改正道路交通法（高齢運転者対策・第二種免許等の受験資格の見直し）の施行に向けた調査研究報告書について	令和3年3月11日
説明資料No. 7		交 通 局

## 1 調査目的・内容

令和2年改正道路交通法（高齢運転者対策・第二種免許等の受験資格の見直し）の施行に向けて検討を要する事項について、「高齢運転者対策・第二種免許等の受験資格に関する有識者会議」を開催し、①運転技能検査、②新たな認知機能検査の在り方、③第二種免許等の受験資格特例教習のそれぞれについて調査・検討を実施

## 2 報告書の概要

### (1) 高齢運転者対策

#### ア 運転技能検査について

- 検査対象者のスクリーニング基準は、個々の違反歴と重大事故の起こしやすさとの関連に関する分析結果を踏まえ、信号無視等の11類型の違反のいずれかをした者とするのが適当
- 検査は、一時停止、信号遵守等の基本的な運転技能について、受験者の納得を得られやすい、裁量性の低い客観的な基準により減点方式で採点し、安全運転が期待できないほど技能水準が低い場合に不合格とすることが適当

#### イ 新たな認知機能検査の在り方について

- タブレットを用いた簡素化版検査（時計描画を削除したもの）の導入は、現行検査と同程度のスクリーニング機能を維持しつつ、高齢運転者や実施機関の負担軽減に資するものと評価でき、新型コロナウイルス感染症の対策としても有効
- 新たな認知機能のスクリーニング方法については、今後の実用化の動向について引き続き情報収集の上、検査精度が十分であるか、実施機関において円滑に運用可能であるか、現行検査や簡素化版検査と比較して効率化に資するものであるかなどの観点から、免許制度への導入可能性について検討が必要

### (2) 第二種免許等の受験資格特例教習について

- 令和2年度実験教習カリキュラム（40時限・60時限）は共に令和元年度実験教習カリキュラム（79時限）と同等の効果が得られたと言える。
- 第二種免許等の受験資格を特例的に引き下げるための教習は、本年度実施した40時限の教習カリキュラムを基に、実験教習に従事した教習指導員の意見を踏まえ、合理化が可能な教習項目について時限数の削減を行い、36時限程度で実施することが適当

## 3 今後の予定

本調査研究報告書の内容を踏まえつつ、下位法令等を整備し、令和4年6月までに施行